暴力団排除に関する誓約書

令和　　年　　月　　日

　（発注者）

　　　播磨高原広域事務組合

　　　管理者　遠　山　　寛　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　（受注者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名

　私は、播磨高原広域事務組合が締結する契約等により暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下｢暴力団｣という｡）を利することとならないように、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下｢暴力団員｣という｡）はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、下記事項について、誓約いたします。

　なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴組合が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

1　次の各号のいずれにも該当しません。

　(1)　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう｡以下同じ｡）が暴力団員であると認められるとき｡

　(2)　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき｡

　(3)　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき｡

　(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき｡

　(5)　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき｡

　(6)　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき｡

　(7)　(1)から(5)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く｡）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき｡

2　前項各号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。